

平成29年11月1日

みなかみ町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

みなかみ町農業委員会
会長 高橋 俊 信

「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）」第7条に基づき、みなかみ町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

なお、この指針は、進行管理等を通して必要に応じて見直しを行う。

記

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の耕地面積	遊休農地面積	割合
現 状 (平成29年3月)	1, 7 3 0 ha	2 6 5 ha	1 5. 3 %
2年後目標 (平成31年3月)	1, 6 9 1 ha	2 5 1 ha	1 4. 8 %
目 標 (平成35年3月)	1, 6 5 4 ha	2 2 4 ha	1 3. 5 %

【目標設定の考え方】

遊休農地面積「ゼロ」を将来の達成目標値とするところだが、当面は現状（平成29年度3月末）遊休農地265haを2年後（31年3月末）には251haに35年には管内の農地面積との比率で1.8%減らし遊休農地面積を224haに目標設定する。

(2) 遊休農地の解消への具体的な取り組み方法

農地利用最適化推進委員は担当地区の農家と意思疎通を図るとともに、農地パトロール(利用状況調査)、農地利用意向調査を実施する。

その上で利用意向を踏まえ農地中間管理機構を活用し、あつせん、仲介による貸借・売買を推進するとともに各種補助制度の活用等による耕作の再開や担い手への集積を促進し、遊休農地の解消と発生防止に努める。

また、山林、原野化した農地復元不可能な農地は、現況に応じて「非農地判定」を行い、適正な農地判定・把握を推進する。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (平成29年3月)	1, 730 ha	228 ha	13.1%
目 標 (平成31年3月)	1, 691 ha	282 ha	16.6%
目 標 (平成35年3月)	1, 654 ha	390 ha	23.5%

【目標設定の考え方】

政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン（2014）」等に表示された「今後10年間で全農地面積の8割を担い手へ利用集積」に則し、将来の目標値達成に向け計画するところであるが、現状当面は県の基礎数値（794）の半分を目指し、（平成29年3月末）農地利用集積面積228haを2年後（平成31年3月末）には282haに、35年には管内の農地面積の比率で10.4%増やし農地利用集積面積390haに目標設定する。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

①「人・農地プラン」の作成・見直し

農業委員会として、人と農地の課題解消のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等の中心的経営体を決め、それぞれの農業者の意向と地域の資源に照らし実現可能な「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②「農地中間管理機構」等との連携

農業委員会は、農地中間管理機構、農協等と連携し、①中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、②経営廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、③期間満了を迎える利用設定の農地の情報について共有を図り、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定

農地の利用調整については、担い手の意向に基づく農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

さらに、農地利用の状況を調査し、新規利用権の設定に努める。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域においては、農地中間管理機構による基盤整備事業を活用し、地域に適した取り組みを推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の推進目標

	新規参入経営体
2年後の目標 (平成31年3月)	2 経営体
目 標 (平成35年3月)	4 経営体

【目標設定の考え方】

直近5年の（平成24年～28年度）の新規参入者の平均が1経営体（年間最多数は3経営体）であったことを踏まえ年間1経営体の新規参入を目標とした。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

農業委員及び農地利用最適化推進委員が共有する地域のネットワークを基に、就農希望者、法人の情報等についてアンテナを高くして情報収集し、初期段階から県の農業指導センター、町と連携しながら相談を受ける。その中で青年就農給付金、農地の借り入れ等の就農条件の整備に向けた支援を県、町、関係機関・団体と連携して行う。

また、地域の先駆者・熟達した農業者の指導・協力を得て参入後の営農定着に向けたフォローアップ体制を構築する。

さらに、農家の後継者となり得る若年世代や定年就農者などの積極的な掘り起こしに努める。